

「国庫補助負担金の見直しに関する緊急提言」の要旨

1 趣旨

6 月 27 日に、「骨太の方針第 3 弾」が示され、三位一体改革について、今後の方向性が打ち出されたが、地方の側からみて、十分なものとは言えない。そこで、地方が自己責任の下で自己決定できる地域主権型社会の構築を目指し、21 世紀臨調の知事・市長連合会議の 6 県の知事メンバーで、地方の側からの提言として、まず、国庫補助負担金の具体的な見直し案について、提言するものである。

2 国庫補助負担金の見直し

① 見直しの考え方

- ・国の当面の目標である「平成 18 年度までに概ね 4 兆円程度の廃止等」にこだわらず、県の 15 年度当初予算に計上された国庫補助負担金を対象とした。

② 見直し方針

補助事業については、原則として廃止し、財源を地方に移譲することとする。ただし、「特定地域に交付されるべきもので、税源移譲に馴染まないもの」、「本来的に国でやるべき事務」等については除く。

③ 見直し結果の概要

1) 対象とした国庫補助負担金

検討対象とした国庫補助負担金は、今回の検討作業に参加した 6 県の平成 15 年度当初予算に計上されている国庫補助負担金とし、全体では、464 件、11 兆 4269 億円（国予算ベース）

2) 見直し結果の概要

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ○ 廃止して地方が実施すべきもの | 390 件、8 兆 9214 億円 |
| 義務的な事業 | 135 件、5 兆 2572 億円 |
| その他事業 | 255 件、3 兆 6642 億円 |
| ○ 地方への税源移譲額 | |
| 試算（義務 10 割、その他 8 割） | 8 兆 1886 億円 |
| ○ 廃止して国が実施すべきもの | 10 件、1706 億円 |
| ○ 補助として継続すべきもの（制度見直しすべきものを含む） | |
| | 52 件、4227 億円 |
| ○ 制度のあり方を含め、更に検討を重ねる必要のあるもの | |
| | 12 件、1 兆 9121 億円 |

約 8 割（金額ベース）の国庫補助負担金事業について、廃止して、財源を地方に移譲し、地方の判断で自主的に実施すべきものとなった。

国から地方への国庫補助負担金は、全体で約 20 兆円となっており、今回の検討対象となっていないものも約 9 兆円あることから、仮にこれらも含めるとすると見直しの総額はさらに増えるものと見込まれる。

3 国等への要望

- ・国においては、この提言をベースに今後の予算編成を行うことを強く求める。
- また、国庫補助負担金の削減だけをつまみ食いすることなく、税源移譲とセットでの実施を求める。

国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言（概要）

平成 15 年 10 月 9 日

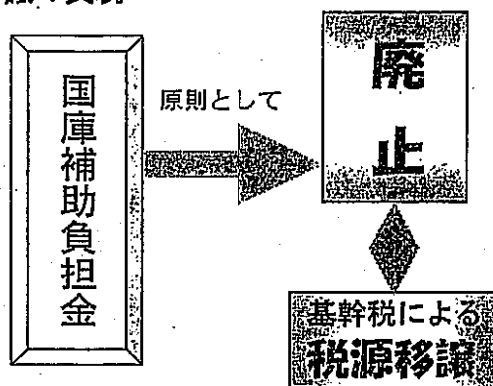
指 定 都 市

< 目 的 >

- 真の地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりの推進
- 三位一体の改革の突破口である国庫補助負担金の廃止・縮減を、「総論」の議論から、より具体的な「各論」の段階へ進め、三位一体の改革を早期実現

< 考え方 >

「地方にできることは地方に委ねる」という地方分権の考えに基づき、国と地方の役割分担を明確にした上で、国庫補助負担金は原則として廃止し、国から地方へ基幹税を基本とした税源移譲の実現



－ 廃止すべき －

地方の自主的判断に委ねるべき事業
に対する国庫補助負担金

－ 現行制度を前提とすれば廃止できない －

全国的に画一的な取扱いとなっている
事業に対する国庫補助負担金

< 検討結果 >

- 国庫補助負担金等総額 20.4 兆円
うち、今回、検討対象とした指定都市に関する国庫補助負担金 128 項目 18.1 兆円
- 廃止すべき国庫補助負担金 96 項目 8.0 兆円

< 具体的な検討結果 >

検討対象項目の 7 割以上 が廃止すべき

○ 地方の自主的判断に委ねるべき事業に対する国庫補助負担金 － 廃止すべき国庫補助負担金 －

住民に必要な行政サービスを効率的に提供するために、地方の独自性や創意工夫を発揮し、自らの財源で、自らの判断と責任により行うべきと考えられる事業については、税源移譲を前提として国庫補助負担金を廃止

経常的なもの	投資的なもの
在宅福祉事業費補助金 児童保護費等負担金 児童保護費等補助金 児童育成事業費補助金 身体障害者福祉費補助金 医療施設運営費等補助金 公営住宅家賃対策等補助 義務教育費国庫負担金	地方道改修費補助 地方道路整備臨時交付金 都市公園事業費補助 公営住宅建設費等補助 下水道事業費補助
など	など

○全国的に画一的な取扱いとなっている事業に対する国庫補助負担金

—現行制度を前提とすれば直ちに廃止できない国庫補助負担金—

◇地方の独自性や創意工夫を発揮する余地がなく、全国的に画一的な取扱いとなっていることから、現行制度を前提とすれば直ちに国庫補助負担金は廃止することができない

生活保護費負担金、老人医療費給付費負担金など

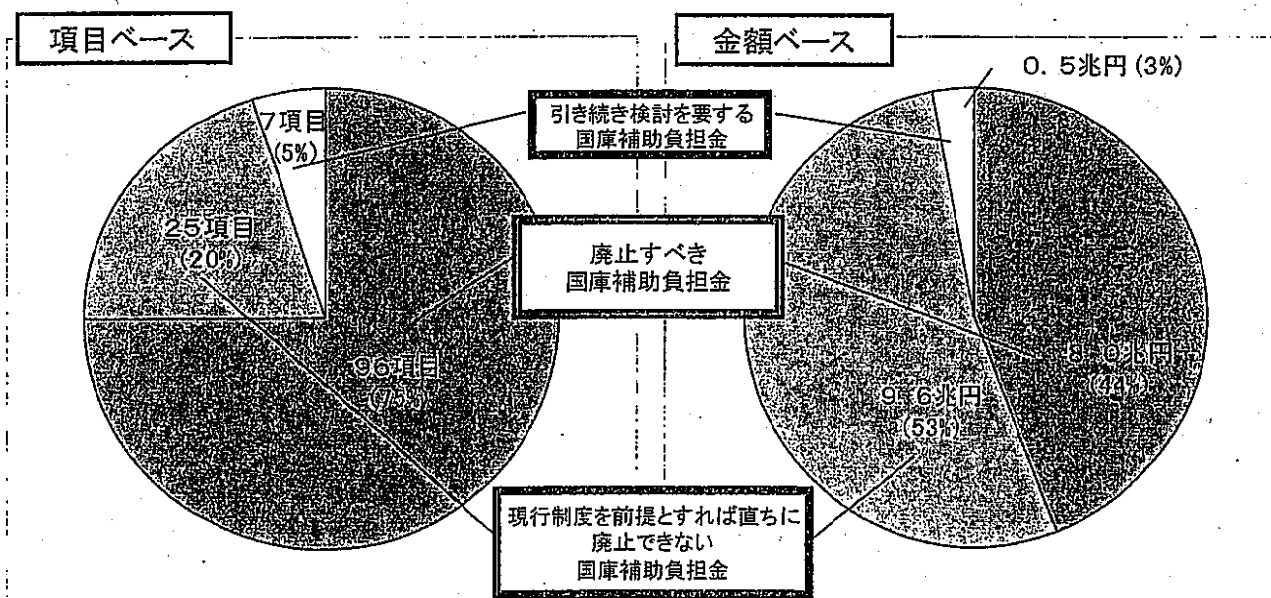
◇臨時巨額の財政負担が生じる災害復旧にかかる事業は、個々の自治体において復旧に要する財源を得ることが困難であることから、国庫補助負担金は廃止できない

河川等災害復旧事業費補助

○現行制度のあり方等の議論が必要であるものは今後とも引き続き検討

科学試験研究費補助金、交通安全対策特別交付金 など

(参考)国庫補助負担金の見直しの概要 (検討対象とした国庫補助負担金 128項目 18.1兆円)



<その他>

○義務教育費国庫負担金

現在、道府県に対するものであるが、学級編制の基準の設定権限等の道府県から指定都市への権限移譲とともに、道府県と指定都市間の県費負担教職員制度の見直しが検討されており、指定都市にも極めて重要な問題として関わってくるため検討対象とした。

○大都市特例事務

指定都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務を行っている。これらの事務にかかる国庫補助負担金が廃止される場合、道府県への税源配分のみが行われることなく、指定都市に対しても税源移譲による財政措置等が行われるべきである。

提 言 要 旨

1 本提言の特徴

- ① 「現場主義」: 「国と地方」ではなく「国／都道府県／市町村」に分けた上で、具体的事業の現場、とりわけ市町村に裁量を委ねる（「市町村にできることは市町村に」）。
- ② 「従属関係」からの脱却: 権限、規制、財源の裁量を 3 点セットで現場に移す。
- ③ 実現への道筋: やる気のある市町村が 3 点セットを勝ち取る制度として「地方主権通則法」を制定。

2 財源の再配分の姿

- まず、国／都道府県／市町村のあるべき権限配分を示し、権限のあるところに財源を集約する形で再配分する（例：国／県／市が 1/3 ずつ財源負担している場合、現場である市に一本化）。
- 財源配分方法は、税源偏在による影響を考慮し、「税源移譲」より「国に裁量のない形での統合補助金化」に重点を置く。
 - ① 義務教育などの義務的補助金: 10 割を統合補助金として移管。
 - ② 産業振興などの裁量的補助金: 8 割を統合補助金として移管。
 - ③ インフラ関係の裁量的補助金: 7 割を税源移譲。

※ 地方交付税のあり方は別途検討。
- 平成 14 年度の国の補助金等(補助金、負担金、交付金、委託費)とこれに伴う都道府県・市町村負担分を再配分すると以下の通り。

	国	都道府県	市町村	削減分
現行の財源	29.0 兆円	8.0 兆円	5.0 兆円	-
再配分後の財源	9.0 兆円	6.7 兆円	21.8 兆円	4.5 兆円
(現行との差)	▲20.0 兆円	▲1.3 兆円	+16.8 兆円	+4.5 兆円

※ 現行の国の補助金等 29.0 兆円のうち、①国に 8.8 兆円残し、②都道府県に 5.6 兆円移管(税源移譲 0.7 兆円、統合補助金化 4.9 兆円)、③市町村に 11.6 兆円移管(税源移譲 3.7 兆円、統合補助金化 8.0 兆円)、④2.9 兆円を削減。

3 実現に向けた手順＝「地方主権通則法」

国が規制や財源を「地方に与える」のではなく、やる気のある市町村が「権限・規制・財源を獲得する」ことのできる制度として「地方主権通則法」を制定する。

- ① 規制の移管: 国の法令を条例で上書きすることを認める、
- ② 財源の移管: 過去の予算額に基づき「各市町村の持分割合」を決め、市町村がこの範囲内で交付を受ける権利を法定する(国による裁量的査定を禁止)。

※ 上記方式か、従来どおりの予算交付方式かを、各市町村が選択。

※ 例えば、市町村が教育規制と義務教育費国庫負担金の裁量を獲得し、少人数学級や公設民営学校といったアイディアの実現が可能に。